

平成29年
第25回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成29年7月3日

嬉野市農業委員会

平成29年 第25回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
------	------	----	-----	------

報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	下宿五本松 田を畑に転換	H29.07.03	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田蔵畝町 賃借権	H29.07.03	了 承
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～5	馬場下三本松 外6筆 賃借権・使用貸借権	H29.07.03	承 認
	嬉1～6	吉田下西川内 外25筆 賃借権・使用貸借権	H29.07.03	承 認
		(農地中間管理機構)		
	塩1・2	五町田小畑 外8筆	H30.07.03	承 認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	久間丹生野 売買	H29.07.03	許 可
	2	下宿二本松 交換	H29.07.03	許 可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について		
	1	岩屋川内才松寺 植林	H29.07.03	承 認
	2	岩屋川内才松寺 外1筆 植林	H29.07.03	承 認
	3	五町田平山 外5筆 植林	H29.07.03	承 認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について		
	1	下宿三本松 一般住宅	H29.07.03	承 認
	2	下野一本杉 建築用鉄骨、鋼材置場	H29.07.03	承 認
	3	吉田寺辺田 一般住宅	H29.07.03	承 認
	4	下野四本杉 外1筆 駐車場及び資材置場	H29.07.03	承 認
	5	下野小石原ノ上 外1筆 太陽光発電設備	H29.07.03	承 認
	6	馬場下二本松 外6筆 建売分譲住宅	H29.07.03	承 認
	7	久間丹生野 駐車場及び農業用倉庫、 農業用庭、庭	H29.07.03	承 認

平成29年 第25回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年7月3日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 平成29年7月3日 午後1時30分 議長 西田 昭義
及び宣告 閉会 平成29年7月3日 午後2時37分 議長 西田 昭義
- 4 会議の公開の 非公開

可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員23名 欠席委員2名
(農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	欠		14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		15	宮崎勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	出	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出		19	池田藤巳	出	
7	小森隆昭	出		20	井手寛紀	出	
8	渕野厚由	出		21	前田安一	欠	
9	川内利光	出		22	山崎 正	出	議事録署名 憲章朗読
10	松尾 直	出		23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	出	議事録署名
12	池田博幸	出	事前審査班長				

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子
前農業員会事務局主事	岩津 鈴香		

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地等形状変更届出について

議案第1号 農用地利用集積計画の解約について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

7 会議の概要

局長 皆様、こんにちは。定刻になりました。

本日は、松元正行委員、前田安一委員の2名の委員が欠席であります。出席委員は、23名です。定足数に達しておりますので、西田会長の御挨拶の後、嬉野市農業委員会総会会議規則第9条の規定により、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長 (挨拶)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号22番山崎 正委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の朗読)・・・全員で唱和

議長 それでは、ただ今から、平成29年第25回嬉野市農業委員会総会を開会いたします。本日、議題としますのは報告1件、議案は5件で、審議事項は27件です。本日の議事録署名委員につきましては、議席番号22番山崎正委員と24番武藤正委員を指名します。よろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地等形状変更届出について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページです。届出人は、今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿五本松甲〇〇〇番、地目は田、面積は763㎡です。理由といたしましては、田を畑に転換したいということであり、周辺への影響はないものと思われ、問題ないと考えます。図面につきましては2ページと3ページを御覧ください、写真は1番になります。以上です。

議長 この件につきましては6月30日に、6班で事前審査を行っております。

班長の池田博幸委員、報告をお願いします。

班長 はい、12番池田です。6月30日に6班で現地調査を実施いたしました。それでは、報告第1号について説明いたします。場所は2ページに示してあり、今寺の嬉野茶商工業協同組合の近くでございまして、田を畑に形状変更ということで、申請地は、市道と宅地で囲まれておりまして、委員さんからの意見といたしまして、市道については建設課の境界立会のお願いをしてくださいということと、またYハウスの横に水路がありますので、形状変更した場合、水路を高めていいのか、協議をお願いしたところでございます。ここは、問題ないと考えます。御審議方、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見ございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですね。この案件は、報告事案ですので、了承いただける委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、全員了承です。

議 長 次に、議案第1号、農地利用集積計画の解約について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページです。貸付人は、五町田第3の〇〇〇〇様、借受人は、同じく五町田第3の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田蔵畝町甲〇〇〇番、地目は田、面積は1,527㎡、利用権区分は賃借権で目的は米であります。期間は平成25年6月10日から平成30年5月31日までで、小作料は、反当り30kg、年、米45.8kgであります。解約理由は、中間管理機構を通じての貸借に切り替えるためということであります。農地法第18条第6項の規定による通知書により、合意解約した旨の通知を受けておりますので、問題ないと考えます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見ございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。議案第1号、農用地利用集積計画の解約については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、議題といたします。先ず利用権設定について、塩田町の分整理番号1番から5番について、農林課から説明を求めます。

農林課 別添の表、1枚目に記載しております。御覧ください。塩田町の分整理番号1番から5番まででございます。貸し手人は、冬野の〇〇〇〇様、外4名、借り手人は、南下の〇〇〇〇様、外4名でございます。所在地は、大字馬場下三本松甲〇〇〇番 外6筆 面積は合計9,635㎡、利用権は使用貸借権と賃借権で、期間は2年から10年間です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定めらる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、塩田町の分整理番号1番から5番までについて質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から5番までは、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。塩田町の分整理番号1番から5番までについては、原案

どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、利用権設定について、嬉野町の分整理番号1番から5番までですが、整理番号3番につきましては〇〇委員が借り手人、整理番号4番につきましては〇〇〇〇委員が借り手人となっている事案ですので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条議事参与の制限の規定により、整理番号3番と4番のそれぞれの審議開始から終了まで、該当する委員は、退席をお願いします。審議終了後に、入室・着席ください。

委員の皆さんにお諮りします。先ず整理番号3番、次に整理番号4番について、先に審議したいと思えます。御異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認め、先ず整理番号3番を審議します。〇〇委員、退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員退席)

農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表2枚目、嬉野町の分整理番号3番でございます。貸し手人は、式浪の〇〇〇〇様、借り手人は、同じく式浪の〇〇〇〇様でございます。所在地は、大字下野二本椎丙〇〇〇番、面積は1,778㎡、利用権は使用貸借権、期間は10年です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思えます。以上、御提案申し上げます。

議長 それでは、嬉野町の分整理番号3番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号3番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。嬉野町の分整理番号3番については、原案どおり承認することに決定いたしました。〇〇委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(〇〇〇〇委員入室・着席)

では、次に整理番号4番を審議します。〇〇委員、退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員退席)

農林課の説明を求めます。

農林課 嬉野町の分整理番号4番です。貸し手人は、今寺の〇〇〇〇様、借り手人は、同じく今寺の〇〇〇〇様でございます。所在地は、大字下宿二本松甲〇〇〇番、面積は1,843㎡、利用権は貸借権で、期間は5年です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思えます。以上、御提案申し上げます。

議長 それでは、嬉野町の分整理番号4番について質疑を行ないます。何か、質問、

意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号4番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。嬉野町の分整理番号4番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(植松 和幸委員入室・着席)

それでは、引き続き利用権設定について、嬉野町の分整理番号1番、2番、そして5番、6番について、農林課の説明を求めます。

農林課 嬉野町の分の整理番号1番、2番、5番、6番についてでございます。貸し手人は、西川内の〇〇〇〇様、外3名、借り手人は、西川内の〇〇〇〇様、外3名でございます。所在地は、大字吉田下西川内丁〇〇〇〇番、外23筆 面積は合計23,262㎡、利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は5年から10年です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。以上、御提案申し上げます。

議長 それでは、嬉野町の分整理番号1番、2番、5番、6番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。はい、富永委員。

6番 6番の〇〇さん、ニンニクの栽培をされているようですが、今までも、栽培をしたことがあるのか。

議長 農林課の方で、回答願いますか。

農林課 はい、これまで白石町などで農業経験がある方で、平成29年度新規就農者ということでもあります。農機具等はですね。貸し手人さんから譲り受けられるということで、農業従事者は本人だけということで、現在農地は、畑だけですけれども、今後整地して、作付けされるそうです。

議長 よろしいですか。

6番 はい。

議長 新規就農者、平成29年度の新規就農者として、理解していいということですね。他にございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番、2番、5番、6番について、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。嬉野町の分整理番号1番、2番、5番、6番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、利用権設定の農地中間管理機構の分整理番号1番と2番について、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、3枚目を御覧ください。塩田町の分整理番号1番、2番でございます。貸し手人は、五町田第3の〇〇〇〇様、外1名、借り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社でございます。所在地は、大字五町田小畑甲〇〇〇番、外8筆面積は合計17,067㎡、利用権は賃借権で、期間は10年間です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番と2番について質疑を行ないま。何か、質問、意見はございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 はい、無いようです。採決に入ります。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番、2番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたしま。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めま。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番と2番については、原案どおり承認することに決定いたしま。

議 長 次に、議案第3号、農地法第3条の規定による申請の許可についてを、議題といたしま。整理番号1番について、事務局の説明を求めま。

事務局 議案書5ページです。整理番号1番でございます。売買による所有権の移転でございます。譲渡人は、式浪の〇〇〇〇様、譲受人は、堤ノ上の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間丹生野丙〇〇〇番、地目は畑、面積は22㎡でございます。譲受理由が、経営規模の拡大ということであり、譲渡理由は、相手方の要望に応じるものとのこととあります。売買価格は、反当り207,000円で、全体で4,554円でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないたいと思いま。何か、質問、意見はございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 よかですね。はい、無いようです。採決に入ります。原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたしま。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めま。整理番号1番については、原案どおり許可することに決定いたしま。では、整理番号2番について、事務局の説明をお願いしま。

事務局 整理番号2番でございます。交換による所有権の移転でございます。譲渡人は今寺の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松甲〇〇〇番〇、地目は田、面積は18㎡でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないま。何か、質問、意見はございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようです。採決に入ります。原案どおり許可することに異議のない委

員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員、異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページです。議案第4号につきましては、審議事項3件全てが認識不足により、既に植林がなされていますので、始末書付きでの申請になっております。では、整理番号1番でございます。申請人は、下岩屋1区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内才松寺甲〇〇〇番〇、地目は畑、面積は385㎡でございます。用途目的は、植林。事由は、申請地の周辺は山林となっており、生産性が低いため、転用したいということでもあります。東は山林、西は原野、南は道路、北は山林です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては7ページと8ページを御覧ください、写真は2番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましては6月27日に、地区担当委員と事務局で現地調査を行っております。地区担当の山崎正委員、報告をお願いします。

22番 現状のままです。

議 長 現状のまま、植林されているということですね。それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

3番 植林して、何年くらいなっとつとかな。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 何年というのは、本人も分かってなくて、その前の代からですね、植林をしてあったということです。

議 長 他にございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番でございます。申請人は、上岩屋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内才松寺甲〇〇〇番〇、外1筆、地目は畑、面積は合計で、903㎡でございます。用途目的は、植林。事由は、申請地の周辺は山林となっており、生産性が低いため、転用したいということでもあります。東は畑、雑種地、西は畑、山林、南は河川、北は原野、山林です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地

で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては9ページと10ページを御覧ください、写真は3番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましても、地区担当の山崎委員、報告をお願いします。

2 2 番 これも、現状のままです。

議 長 これも、同じ所でしょ、場所的にはね。それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 そしたら、採決に入ってよかですね。採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

では、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番でございます。申請人は、南の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田平山乙〇〇〇番、地目は畑、その他、田2筆、畑3筆、面積は合計で、3,031㎡です。用途目的は、植林。事由としましては、申請地は、現在休耕地であり、高齢化等から、今後の管理が困難なため転用したいということであります。東は山林、西は道路、南は山林、北は田です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては11ページと12ページを御覧ください、写真は4番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましても、地区担当委員と事務局で現地審査を行っております。地区担当の淵野委員、報告をお願いします。

8 番 現地はですね。山の中で、茶畑や田があったそうですが、管理だけは十分にしておいてですね。近隣に十分に話をされて、了解を取っておられますので、問題ないと思います。よろしく、御審議のほどお願いいたします。

議 長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

3 番 もう、植えてあつとでしょ。

事務局 一部分だけ植えてあつて、ほとんどがまだで、これから植林されます。

議 長 他にございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

次に、議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書13ページです。整理番号1番でございます。譲渡人は、下宿の〇〇〇〇様、譲受人は、長崎県大村市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿三本松甲〇〇〇番〇、地目は畑、面積は284㎡でございます。用途目的は、一般住宅。事由は、現在県外のアパートに住んでいるが、家族が増え手狭になったため住宅を新築したいということであります。東・西・南・北 四方、宅地です。

農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、親子ということで、ございません。図面につきましては16ページと17ページを御覧ください、写真は5番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長

この件につきましては、6月27日に、地区担当委員と事務局で現地調査を行っております。地区担当の植松和幸委員、報告をお願いいたします。

16番

周囲は、全部宅地になっております。以前から、畑の管理は、ちゃんとされてたようです。特別問題はないと思いますので、よろしく願います。

議 長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり許可相当と県に副申することに決定いたしました。では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番でございます。貸付人は 井手川内の〇〇〇〇様、借受人は同じく井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野一本杉甲〇〇〇番、地目は田、面積は756㎡でございます。用途目的は、建築用鉄骨、鋼材置場。事由は、現在借受人は、申請地に隣接する工場内で作業を行っているが、搬出する際に、他の工程作業の障害となっており、手狭なため転用したいということであります。東は田、西は道路、南は道路、北は宅地です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、年当たり80,000円、年全体で60,000円でございます。議案書には、始末書と記載してありますが、事務局の誤りですので、申し訳ございません。削除、訂正をお願いします。図面につきましては18ページと19ページを御覧ください、写真は6番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましては、6月30日に、6班で事前審査を行っております。
班長の池田委員、報告をお願いします。

班 長 12番池田です。議案第5号、整理番号2番について説明をいたします。場所は、18ページの地図に示してあるとおり、井手川内地区の〇〇〇〇の隣接
でございます、建築用鉄骨、鋼材置場として、今回の申請となっております。
申請地は、市道沿いの三角形の田となっております、市道沿いの側溝につき
ましては、委員さんから、出入口関係で、建設課と協議するようお願いが
あっております。自然排水ということで、排水等も特に問題はないと考えてお
ります。御審議、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はご
ざいせんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに
異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可相当と県に副
申することに決定いたしました。

では、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番でございます。貸付人は、真上吉田の〇〇〇〇様、借受人は、
同じく真上吉田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田寺辺田丙〇〇〇番〇
地目は田、面積は491㎡でございます。用途目的は、一般住宅。事由は、
現在両親らと同居しているが、手狭なため住宅を新築したいということでありま
す。東は道路、西は畑、南は宅地、北も宅地です。農地区分については、第2種
農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生
産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用
目的は問題ないと考えます。賃借料は、祖母と孫ということで、ございません。
図面につきましては20ページと21ページを御覧ください、写真は7番になり
ます。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましても、事前審査を行っております。池田班長、報告をお願い
します。

班 長 12番、池田です。議案第5号、整理番号3番について説明をいたします。場
所は、20ページの地図に示してあるとおり、真上吉田の県道沿いございま
して、周りを申請者の畑で囲まれておりまして、高さも現状のまま、特に問
題ないと考えます。御審議、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はご
ざいせんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに
異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。整理番号3番については、原案どおり許可相当と県に副申することと決定いたしました。

では、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番でございます。貸付人は、福岡県那珂川町の〇〇〇〇様、借受人は、武雄市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野四本杉甲〇〇〇番〇、外1筆、地目は田と畑、面積は合計548㎡でございます。用途目的は、駐車場及び資材置場。事由は、現在利用している資材置場が手狭になったため、転用したいということであります。東は道路、西は宅地、南は道路、田、北は宅地です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。

賃借料は、反当り300,000円で、全体で164,000円でございます。図面につきましては22ページと23ページを御覧ください、写真は8番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長

この件につきましても、事前審査を行っております。池田班長、報告をお願いします。

班 長

12番、池田です。議案第5号、整理番号4号について説明いたします。場所は、22ページの地図に示してありますが、井手川内の堤工機の近くの県道沿いの申請で、田と畑の2枚の申請となっております。岩屋川内ダム上流の鹿谷の資材置場が手狭となったため、駐車場及び資材置場として、転用申請となっております。畑を約30cm高めるとのことで、排水も溝に接してございまして、特に問題ないと考えております。御審議、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。白川委員。

5 番

鹿谷に、置かれんごとなったって、何ば、置かれんごとなったとですか。

事務局

大きい車ですね。駐車をされるんですけども、回転が必要でですね。置いてなくても、その敷地自体は必要ということで、どうしても手狭ということでの申請です。

議 長

他にございませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

では、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号5番でございます。貸付人は、式浪の〇〇〇〇様と、〇〇〇〇様、借受人は、武雄市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字

下野小石原ノ上丙〇〇〇番〇と丙〇〇〇番〇、地目は2筆とも畑、面積は合計1,649㎡でございます。用途目的は、太陽光発電設備。事由は、申請地は現在休耕地であり、高齢化や後継者不足から、今後も農地の管理等が困難であるため転用したいということでもあります。東は道路、西は畑、南は道路、北は道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、年当たり33,959円で、年全体で56,000円でございます。図面につきましては24ページと25ページを御覧ください、写真は9番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましても、事前審査を行っております。池田班長、報告をお願いします。

班 長 12番、池田です。議案第5号、整理番号5号について説明いたします。場所は、22ページの地図に示してあるとおり、式浪の管理されていない茶畑ということでございまして、この近くは、管理等は困難とのことで、ほとんどが荒れた茶畑となっております。太陽光発電設備として、申請となっております。近くには墓地等もあり、環境面、景観もよくない。排水も自然排水とのことで、特に問題はないと考えます。御審議方、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 よかですか。はい、異議なしと認めます。整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

では、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番でございます。

譲渡人につきましては、15ページの別紙1を御覧ください。町分の〇〇〇様、外4名です。譲受人は、〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下二本松甲〇〇〇番、外6筆、地目は7筆とも田で、面積の合計は4,452㎡でございます。用途目的は、建売分譲住宅。事由は、申請地所有者の高齢化や後継者不足から、今後の耕作が困難であるため転用したいということでもあります。東は田、宅地、西は田、南は道路、宅地、北は宅地、雑種地です。農地区分については第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。

売買価格は、反当り6,459,793円で、全体で28,758,998円でございます。図面につきましては、26ページと27ページを御覧ください、写真は

10番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長

この件につきましても、事前審査を行っております。6班、池田班長、報告をお願いします。

班 長

12番、池田です。議案第5号、整理番号6号について説明いたします。場所は、26ページの地図に示してあるとおり、塩田町の町分の光武モータースの裏付近でございます。耕作は困難とのことで、分譲地14区画の建売分譲住宅の申請となっております。下流域の田の用水につきましては、譲受人の〇〇〇〇に確認をとということで、委員さんからの意見が出ております。排水関係も水路があり、特に問題ないと考えます。御審議方、よろしく申し上げます。以上でございます。

議 長

それでは、整理番号6番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

3 番

埋め立ては、せんばとじゃなかかな。

班 長

約40cmばかりですね。

3 番

盛り土して、上の田んなかに対しても害はなかね。

班 長

ないと思います。

議 長

他にございませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

では、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号7番でございます。譲渡人は、式浪の〇〇〇〇様、譲受人は、堤の上の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間 丹生野丙〇〇〇番〇、地目は畑、面積は406㎡でございます。用途目的は、駐車場及び農業用倉庫、農業用庭。事由は、現在、自家用車と農業用機械を自宅前の庭に置いており、手狭なため転用したいということであります。東は河川、西は公有水面、宅地、南は畑、北は宅地、畑です。農地区分については第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。売買価格は、反当り181,000円で、全体で73,486円でございます。図面につきましては28ページと29ページを御覧ください、写真は11番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長

この件につきましても、事前審査を行っております。池田班長、報告をお願いします。

班 長

12番、池田です。議案第5号、整理番号7号について説明いたします。場所は、28ページの地図に示してあるとおり、塩田町久間の堤の上でございます。

て、玄関先の庭には、農業用機械が縦列駐車をしてあり、見たところ不便を来しているという所でございます。申請地は、自宅に隣接する畑でございます。駐車場及び農業用倉庫の転用の申請となっております。自宅に隣接しており、特に問題ないと考えます。御審議方、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、整理番号7番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思えます。委員の皆さん、何かありませんか。

3 番

農業委員会として、休耕地を利用して、何かやろうということで提案して、皆さまと協議を続けてきましたけれど、もう、我々も後1年ということですので、やっぱり、いろいろと休耕地を探しながらですね。条件が合わんやっただということで、後1年では難しかろうと思えますので、取下げたいと思えます。

議 長

候補地を選びながら、検討したわけですけれども、他にも、いろいろ皆さん方をお願いをしながら探しておられたんですけれども、任期も後1年しかないものですから、この分については取下げたいということです。皆さま、よろしゅうございますか。

(情報交換としての発言あり)

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

それでは、会議を閉じます。

平成29年 第25回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時37分 閉会)